

## 危険な空き家の除却費用を補助します

老朽化などによる倒壊や破損など、周辺に悪影響を与える恐れがあると市が判定した危険な空き家を対象に、除却にかかる費用の一部を補助します。

### ■対象となる空き家

- ・個人が所有する市内の空き家（固定資産課税台帳に登録されているもの）
- ・所有権以外の権利が設定されていない空き家
- ・公共事業による移転などの補償対象になっていない空き家

### ■補助を受けられる方

空き家の所有者またはその相続人（複数の場合は、全員の同意が必要です）

### ■補助対象となる工事

- ・敷地内にある補助対象の空き家とそれに附属する倉庫などすべてを除却する工事
- ・補助を受けられる方（申請者）が発注する工事
- ・市内に事業所がある工事業者（解体工事業などの登録が必要）が行う工事
- ・補助金の交付決定後、工事業者と請負契約を結び、令和4年2月末までに完了する工事

### ■補助額

空き家やそれに附属する工作物の除却費用の2分の1（上限50万円）

※除却の際に発生した廃材等の撤去とその処分費用を含みません

※家財道具や荷物の処分費用は対象外です

### ■受付期限

12月28日（火）まで

### ■受付件数

若干数（予算がなくなり次第終了します）

※申請の前に市に相談してください。事前調査し対象となるか判定します

※予算を上回る数の申し込みがあった場合は、空き家の老朽化や破損の程度、立地条件などを考慮し、危険性の高いと思われるものを優先します

**問** 生活環境課住宅対策係（内線176）

あなたのお住まい、大丈夫ですか？

## 耐震診断、耐震補強工事などの費用を助成

### ■木造住宅無料耐震診断

**対象建物** 昭和56年5月31日以前に着工した在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法による一戸建ての木造住宅で、床面積の2分の1以上が居住用であることなど

**募集件数** 19件（先着順）

**募集期限** 12月28日（火）

### ■木造住宅耐震補強工事

**対象事業** 耐震診断の結果が基準未満であった木造住宅を補強する工事で、県木造住宅耐震相談士が設計および工事監理を行う耐震補強工事であることなど

**助成金額** 耐震補強工事に要した費用に補助率を乗じて得た額（最大110万円）

※消費税分を除く

**募集件数** 6件（先着順）

**募集期限** 11月30日（火）

### ■建築物耐震診断

**対象建物** 昭和56年5月31日以前に着工した建築物（木造住宅を除く）

**助成金額** 耐震診断に要した費用に補助率を乗じて得た額（建築物により限度額が異なります）

※消費税分を除く

**募集件数** 助成金額の合計が100万円を超えるまで（先着順）

**募集期限** 11月30日（火）

### ■吹き付け建材アスベスト含有調査

**調査対象** 建築物に使用されているアスベストの含有が懸念される吹き付け建材

**助成金額** 調査に要した費用の額（最大25万円）

※消費税分を除く

**募集件数** 助成金額の合計が25万円を超えるまで（先着順）

**募集期限** 12月28日（火）

**申込方法** 都市計画課にある申込書に必要事項を記入の上、所定の書類を添えて申し込みください。

※募集件数は10月末時点のものです

**問** 都市計画課（内線541）